⑵　指名競争参加資格の申請の時期及び場所
上記２⑴１）①イ）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部監理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。
また、当該者が参加表明書を提出したときに限り、中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎　電話082―221―9231）においても当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⑶　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、電子入札システムを利用できない場合は、以下の交付場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はＦＡＸによる入手申し込みは認めない。
交付期間：令和２年１月24日から令和２年３月11日までのうち、休日を除く毎日の９時30分から16時00分までとする。
入手方法：電子入札システムで入手可能。（国土交通省電子入札システムアドレス：http://www.e-bisc.go.jp/help.html）
交付場所：広島県広島市安芸区船越南２丁目８番１号　中国地方整備局中国技術事務所総務課経理係　電話082―822―2340　ＦＡＸ082―823―1402
⑷　参加表明書を提出できる者の範囲　令和２年１月６日において、上記２⑴１）①イ）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者とする。
⑸　参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
提出期限：令和２年２月３日16時00分まで。
提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、上記⑴に同じ。
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）による。
⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札〆切：令和２年３月11日10時00分
開札日時：令和２年３月12日10時00分
提出場所：発注者の承諾を得て持参する場合は、上記⑴に同じ。
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、紙により持参すること。
４　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行海田代理店）。ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行広島支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者の行った入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の行った入札、無効の技術提案をした者の行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊中国地方整備局競争契約入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時において指名停止を受けているもの、その他開札の時において２に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。
本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、予定主任技術者が当該業務の入札説明書及び特記仕様書で規定している手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、中国地方整備局競争契約入札心得に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。
また、本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格、又は中国地方整備局が定める品質確保基準価格に満たない場合において、入札説明書に定める「低入札価格に該当した場合の受注者の義務」に関する履行が可能であると確認できない場合は、中国地方整備局競争契約入札心得の規定により、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。
⑷　落札者の決定方法
①　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の６第２項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の６第２項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
②　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。なお、当該調査に協力しない場合等は、指名停止措置を講ずる場合がある。
③　予定価格が1,000万円を超える場合に限り、本業務を著しい低入札で入札した者に対して、予決令86条の調査の追加資料として当該業務に係る費用についての詳細な内訳書の提出を求める場合がある。
④　予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務の場合において、落札者となるべき者の入札価格が中国地方整備局が定める品質確保基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査と同等の調査を行うものとする。
⑸　手続における交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑻　本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⑼　入札執行回数は原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、再度入札にあたっては、補足説明を行う場合がある。なお、予算決算及び会計令第99条の２の規定による随意契約は適用しない。
⑽　本業務は、令和２年度予算が成立することを条件とするものである。
契約締結日は令和２年４月１日とするが、当該業務にかかる令和２年度予算成立が４月２日以降となった場合は予算成立日とする。又、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
⑾　歩掛見積に関する事項　本業務は、入札参加資格者に対して歩掛見積の提出を求め、採用した歩掛見積をもとに予定価格を作成する。歩掛見積作成に必要な条件については、別途送付する見積依頼書によること。なお、採用した歩掛見積については、別途入札参加資格者に配布する。